

# 令和4年度第1回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和4年7月15日（金曜日）
2. 場所 松戸市役所新館5階 市民サロン
3. 出席者 〈委員〉西山委員長、福田副委員長、石井委員  
〈事務局〉大塚財務部長、契約課長  
〈審議案件担当課〉契約課、技術管理課、建築保全課、公園緑地課、道路維持課、河川清流課、道路建設課
4. 傍聴人 0名
5. 議題
  - 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
  - 2 本年度契約事務の改正について
  - 3 入札及び契約の手続の運用状況報告
  - 4 指名停止の運用状況報告
  - 5 抽出事案審議
6. 議事の概要
  - (1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出  
長島委員の異動に伴い、後任として石井委員が今回より委員となられた。  
委員長・副委員長については、昨年度に引き続き、西山委員を委員長に、福田委員を副委員長に選出した。  
今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員に石井委員を選出した。
  - (2) 本年度契約事務の改正について

発言者	発言内容
西山委員長	次に、議題2、本年度契約事務の改正についてを議題とします。
事務局	事務局より説明をお願いいたします。 (本年度契約事務の改正について資料を基に説明) それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。1ページ目及び3・4ページをご覧ください。 本年度より改正しました契約事務につきましては、(1)

から（４）のとおりでございます。

なお、今回の委員会につきましても、コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、会議時間の短縮を図るために事前に質問をいただいております。いただきました質問につきまして、契約課より個々に回答させていただきます。

（１）監理技術者等配置条件の緩和についてでございます。

こちらにつきましては、監理技術者補佐制度の導入につきまして、建設業法の改正を受け、監理技術者に対し監理技術者補佐を専任で配置することで、監理技術者の専任義務を緩和するものです。あわせて、現場代理人の兼任数等を緩和しまして、工事１件の請負金額が3,500万円、建築一式工事である場合は7,000万円未満の工事での現場代理人の兼任数等を記載のとおりとしたものでございます。

この（１）につきまして、２ページに事前にご質問をいただいているものがございます。

福田委員より、監理技術者等の配置要件の緩和をすることとした理由・経緯についてご質問をいただきました。こちらについての回答でございます。

建設業界の人材不足の解消や監理技術者に就任できる有資格者の数は限られることから、貴重な人材の有効活用をすることを背景とし建設業法26条第3項ただし書きが改められ、近隣市の導入状況や本市としても人材の有効活用の必要性、事業者の技術者配置の選択肢を増やすという観点から運用を定めたものでございます。また、現行制度の現場代理人の兼任工事数と主任技術者の兼務工事数が異なっていたことから、数の調整をしたところでございます。

いずれにしましても、入札参加の機会の確保につながればと考えたものでございます。

続きまして、西山委員より２つご質問をいただきました。

<p>西山委員長</p>	<p>入札段階等、事前に兼任予定をどのように確認するのでしょうか。もう1点は、対象工事は松戸市固有の要件設定なのではないかということでございます。</p> <p>前者につきましては、入札参加申請の際に特例監理技術者を配置する予定であれば、その旨を申請書へ記載していただくことで確認するものとしております。後者につきましては、対象工事につきまして基準を定める際に、対象とする金額や発注元など他の自治体での要件設定を参考に松戸市としての設定をしたところでございます。</p> <p>(1)につきましては以上でございます。</p> <p>(1)につきまして、追加でご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>西山委員長 事務局</p>	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、次の(2)をお願いいたします。</p> <p>3ページ目に(2)がございます。</p> <p>(2)につきましては、公共工事の発注予定の公表のほか、公共工事に関する測量・地質調査その他調査及び設計業務の発注見通しを新たに公表するものでございます。これにつきましては、事前のご質問はありません。</p> <p>(2)は以上でございます。</p>
<p>西山委員長 事務局</p>	<p>続いて(3)、お願いします。</p> <p>(3)でございます。入札参加者から入札時に提出されている工事費内訳書の取扱い、これに関し、内訳書の提出様式の対象区分を記載のとおり変更するものでございます。</p> <p>このことにつきまして、5ページにご質問をいただいております。石井委員から、松戸市発注工事の入札における工事費内訳取扱要領の第1条の目的とありますが、工事費内訳書の取扱いの見直しをした背景について質問をいただいております。これにつきましては、平成29年度に本市で発生しました市内業者による談合事件を受けて、談合防止対策として平成30年1月よ</p>

<p>西山委員長</p> <p>事務局</p>	<p>り、設計金額に応じ詳細な内訳書の提出を求めてきたところ        でございます。</p> <p>それから4年が経過し、近隣市での運用状況を確認しまし        て、受注者及び発注者の事務軽減を図るため、対象金額の変更        をしたものでございます。</p> <p>(3)のご質問は以上でございます。</p> <p>追加で何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>続きまして、(4)の制度でございます。</p> <p>こちらは、ダンピング防止対策としての両制度の設定基準        となる金額を見直すことで、調査期間中の技術者の配置制限        の緩和、手続の効率化を図るものでございます。</p> <p>あわせて、国・県において低入札価格調査制度の調査基準        価格、最低制限価格の計算式の改定が行われたことに準拠す        るものでございます。</p> <p>こちらのことにつきまして、西山委員からご質問をいただ        いております。設定基準となる金額が上昇し、対象案件が減        少することで、いわゆる手抜き工事のチェックが緩くなる        ということはないのでしょうかということでございます。</p> <p>設定基準の見直しにつきましては最低制限価格制度では最        低制限価格を下回った場合は失格となりますが、低入札調査        制度では、調査基準価格を下回っても積算資料等の提出によ        り調査を実施し、契約をする場合もございます。しかしなが        ら、実務上、低入札価格調査対象となっても、事務手続の中        で資料を提出せず、ほぼ辞退してくる状況となっていること        から、開札から落札決定までの期間の短縮を図るなど、手続        の効率化を図るため見直しております。</p> <p>なお、工事のチェックにつきましては、監督職員が施工管        理をしており、緩くなるということはありません。</p> <p>ご質問は以上でございます。</p>
-------------------------	---

西山委員長	追加で何か質問等ありますでしょうか。  (「なし」の声あり)
西山委員長	ないようですので、次に議題の3、入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とします。  事務局より説明をお願いいたします。

(3) 入札及び契約の手続の運用状況報告

事務局	<p>(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>入札及び契約の手続の運用状況につきましては、6ページの記載のとおりとなります。</p> <p>7ページには、前年同時期との比較がございます。</p> <p>そして、9ページから14ページは契約一覧となっております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>いただきました質問につきまして、契約課からまずはお返答させていただきます。</p> <p>福田委員、西山委員よりご質問いただきました。工事の指名競争入札の箇所ですけれども、平均参加者数が25者ということで記載されていた前年度のものが、今年度対象期間につきましては15.50と低下しておりますが、どのような理由があるのでしょうか、何か要因があるのでしょうかということでございます。</p> <p>こちらにつきましては、3年度の下期と前年度の下期を比較しまして、指名競争入札の件数は3年度は2件、前年度は5件となっております。指名競争入札における指名業者は発注案件の工種及びランクに登録のある業者全てを指名しております。</p> <p>3年度は25者登録の電気、あと8者登録の造園の2件。前年度は登録業者の多い26者登録の電気、これが2件、34者登</p>
-----	---

技術管理課	<p>録の管が2件、8者登録の消防が1件の5件となっております。指名業者数が3年度は前年度より少なかったことから、この25から15.5に減ったところでございます。</p> <p>もう一つの質問でございます。</p> <p>石井委員より、発注する工事等において総合評価落札方式を適用する基準等がありましたら教えてくださいということでございます。こちらにつきましては、技術管理課より回答させていただきます。</p> <p>技術管理課でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>基準等に関しましては、松戸市総合評価方式の評価項目及び基準というのがございまして、それによって定められております。総合評価方式は、案件については設計金額5,000万円以上でありまして、価格及び価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる建設工事に適用するものでございます。</p> <p>妥当と認められる建設工事の適用要件につきましては、さらに各事業担当課で具体的に定めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>事前にいただいた質問は以上でございます。</p>
西山委員長	<p>ほかに何か質問ありますでしょうか。</p>
福田委員	<p>指名業者数自体は業種ごとに増減というのはあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>指名業者数は、本来ならばその工種に伴う発注ランクがAランクとかBランクとかがあって、Aランクで何者登録というのが名簿上なされています。その中から、場合によってはその工事の目的とか性質によりまして、何者と限定して選ぶものもありますけれども、この場合ではその登録業者全てを指名の対象として選んだ状況がございます。</p>

福田委員	登録業者数の増減が前年同期と比べて大きく変動したということはなかったというか。
事務局	ええ、そこは2年に一度、入札参加資格者名簿の更新がございまして、そのときに更新の際に工事の格付はし直すところがありますけれども、大体傾向としては多少AからBとか、BからAとか動くことはありますけれども、業者数としては大きく幾つも数字が変わるということはありません。ほぼ横ばいというような状況でございます。
福田委員	ありがとうございます。
西山委員長	ほかはないようですので、次に進めさせていただきたいと思っております。

#### (4) 指名停止の運用状況報告

事務局	<p>(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>それでは、続きまして指名停止の運用状況のところ、15ページ、16ページにつきまして、この内容についての話でございます。</p> <p>そこには、この対象期間における指名停止した案件の状況を記載しております。</p> <p>17ページをご覧ください。こちらに事前にいただきました質問がございます</p> <p>福田委員より、指名停止の具体的期間は、指名停止基準に定める期間の範囲内でどのように定めているのでしょうかということでございます。</p> <p>例としまして、指名停止の期間等措置基準というものがありまして、その表の中で別表2、第9号、こちらの9号というのは、業務に関し不正または不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められたときに指名停止をするものですけれども、そこで指名停止の定める期間が1か月以上9か月以内となっているところから、どうや</p>
-----	--

<p>西山委員長 福田委員 事務局           福田委員 西山委員長  西山委員長</p>	<p>ってその期間を選ぶのでしょうかということでございます。</p> <p>こちらについては、本市の指名停止基準の範囲内において、本市での過去の同様事例や指名停止に関する情報というのは主に県からのものであることから、県で既に定めた期間とかを参考にしまして、松戸市として当該業者を指名停止するに当たり、どの期間にするかということで、設定しています。</p> <p>事前にいただいた質問は以上でございます。</p> <p>ほかに質問があればお願いします。</p> <p>本市での過去の同様事例ということですが、データベースのようなものをつくっていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>はい、データベースと申しますか、不誠実な行為ということであれば、過去どのようなものがあったかというのは、一応確認できるものは持っております。そういったところで、専ら今までのデータの中では積算誤りとかによって契約辞退に至ってしまったとかが多く、そういう落札業者になって契約するに当たって契約辞退をしたようなケースについては、3か月というようなところで指名停止を主にしている状況がございます。そういったものを踏まえて、当該案件がどうなのかといったところを見て、期間を決めています。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>ないようですので、次に、議題の5、抽出事案審議を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
---	--

(5) 抽出事案審議

<p>事務局</p>	<p>初めに、お伺いさせていただきます。</p> <p>今までの監視委員会と同様に、1件ごとに資料を説明した</p>
------------	--

事務局	<p>後、審議をしていただくという形でもよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今回抽出された案件は、建設工事は5件で、一般競争入札3件、指名競争入札と随意契約が1件ずつでございます。工事関連業務委託は2件で、一般競争入札と随意契約の1件ずつです。合計7件となっております。令和3年度の下期においては、工事関連業務委託の指名競争入札はありませんでした。</p>
事務局	<p>（審議案件1について資料を基に説明）</p> <p>それでは、抽出案件は18ページからになります。</p> <p>まず18ページの説明をさせていただきます。こちらは工事の一般競争入札としまして、件名「松戸市八ヶ崎第二小学校ほか9校分散備蓄倉庫設置工事」、種別は建築一式工事でございます。</p> <p>資格要件は、入札参加に対する資格として、ランクを建築AB、地域要件は市内本店、実績要件は過去10年以内公共工事で建築一式工事の元請工事实績としております。</p> <p>この要件に対し見込まれる対象事業者数、こちらを28者と見込んでおります。入札参加者数は3者となっております。</p> <p>予定価格は2,348万5,000円、最低制限価格を2,115万9,600円としております。契約金額は2,348万5,000円、落札率は100%でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>こちらに、各委員からいただいたご質問がございます。</p> <p>まず初めに、福田委員、石井委員からいただきました19ページにある入札結果及び経過書のところがございます「入札参加資格要件を満たさないため」、これにつきまして、これはどのような点ですか、どのタイミングで判明したのですか。また、この業者が入札参加をしている状況はどのような</p>

西山委員長  
事務局

ことですかということで質問をいただきました。こちらにつきまして、契約課のほうで回答させていただきます。

この案件につきましては、開札後に入札参加資格要件を審査する事後審査型となっております。当該業者が落札候補者となり、入札参加申請時に記載された配置予定技術者の資格確認をしたところ、営業所の専任技術者であり、既に1件工事を受け持っているため、技術者としての配置ができず、またほかに配置できる技術者もないことから、資格要件を満たさないことが判明したものでございます。

質問は、全部先に説明させていただいたほうがよいですか。

それをお願いします。

はい。では、続きまして、福田委員からご質問いただきました公表されている予定価格で入札する例は多いのでしょうか。参加者が皆予定価格で入札すると、結果的には入札でなくくじになってしまいます。予定価格の公表を見合わせる必要はないのでしょうかということでございます。こちらも契約課で回答させていただきます。

予定価格で入札する例ですけれども、今回の対象期間内での一般競争入札において、入札金額が入れられた件数が延べ541件ございました。そのうち予定価格と同額は35件、6.47%でございます。

予定価格の事前公表につきましては、総務省や国交省より事前公表を取りやめるよう要請はありますが、地方公共団体については法令の規定はなく、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止というメリットを鑑み、松戸市では事前公表としております。現状では、事後公表へ変える予定はございません。

次にいただいた質問でございます。

西山委員、石井委員よりこの案件の落札率、2者が同額で

<p>建築保全課</p>	<p>入札し、落札率100%となった要因、その理由についてどう考えていますかということでございます。こちらは、建築保全課より回答させていただきます。</p> <p>建築保全課から回答させていただきます。</p> <p>予定価格は事前に公表されていることもありますが、積算数量に基づいて事業者が算出した結果、予定価格と同額になったものと考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、石井委員より、本件において同額の入札となり、くじ引きでの落札者決定となっておりますが、総合評価方式を適用しないのはなぜでしょうかとの質問でございます。こちらも担当課より回答させていただきます。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>建築保全課から回答させていただきます。</p> <p>先ほど技術管理課のほうからもご説明がありましたように、松戸市総合評価落札決定基準において、総合評価方式の適用は設計金額が5,000万円以上であって、価格及び価格以外の要素を一体で評価することが妥当と認められるものとされています。当該工事の設計金額は2,348万5,000円のため、対象外となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上が、事前にご質問いただいていたものでございます。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ほかに質問あるようでしたら、お願いいたします。</p>
<p>福田委員</p>	<p>一番最初の質問についてですが、事後審査型を取っているということで、落札候補者になった時点で審査をされたということですがけれども、事後審査型を採用している理由というのは手続の効率化というふうにお聞きしてよろしいでしょうか。入札された方を全部審査するよりは、絞り込んだところで審査するという。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、ご質問いただいたように、やはり基本的には入札参加した者を事前に審査するという、資格要件が満たされている</p>

	<p>かどうかというものを確認して入札にという流れがあろうか      と思いますけれども、片や昨今の一般競争入札が多くなって      きていて、参加者、業者も多くなってきた中で、その事務の      効率化というものを考えた中で、事後審査型という方式が運      用として進んでいて、傾向としてはそれを採用している自治      体が多くなっている状況もございます。</p> <p>松戸市もその事後審査型を導入しまして、落札候補者とな      った方の最終的には従事者の資格とか実績要件とか、その辺      を見させていただいて、落札決定に至るという流れでやらさ      せていただいています。</p> <p>1者しか入札がなくて、資格を満たしていないということ      だと、入札自体をやり直すことになるという <b>こと</b> でよろしい      でしょうか。</p>
<p>福田委員</p> <p>事務局</p>	<p>はい。その案件が事後審査型としてやるという、そういう      宣言は入札公告の中でもう明記しています。最初に公告の中      でこの案件は事後審査型でやりますよと。手を挙げてきた方      が1者しかいなかったと。その1者につきましても、一応松      戸市1者入札を運用上取り入れているところもありますの      で、そのままその1者に札入れしていただいています。</p> <p>その上で、その1者が予定価格以下、最低制限価格以上と      いうことでその金額がクリアしたときに、落札候補者となっ      て、最終的に事後審査の中で満たされていけば落札決定にな      りますし、満たされていなければ不調ということで入札が成      立しないという扱いになります。</p>
<p>福田委員</p> <p>事務局</p> <p>福田委員</p> <p>西山委員長</p>	<p>メリット・デメリットがあるということでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほか何かございますでしょうか。</p> <p>私のほうから。先ほど建築保全課のほうから回答をいただ      いたところなんですけれども、これ、備蓄庫ということで、</p>

<p>建築保全課</p>	<p>ある程度金額が標準化されやすい案件だったので、2者とも100%で。</p> <p>工種が少なく、基礎をつくる工事とメーカーでの工場生産による物置を組み立てて設置するというので、企業努力などがなかなか難しいような工事だったということが原因じゃないかなとは思いますが。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、ないようでしたら次の案件に移らせていただきます。</p> <p>お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(審議案件2について資料を基に説明)</p> <p>それでは、22ページになります。2番目の抽出案件です。</p> <p>こちらは、件名「第1八ヶ崎こ線道路橋外2橋補修工事」、種別は土木一式工事でございます。</p> <p>入札参加の資格としまして、ランクを土木A、地域要件を市内本店、実績要件を過去10年以内公共工事で橋梁補修工事の元請施工実績としております。</p> <p>この要件に対し見込まれる対象事業者数は14者、入札参加者数1者、予定価格は2,508万円、最低制限価格2,176万9,000円、契約金額は2,506万9,000円、落札率は99.96%となっております。</p> <p>こちらにつきまして、24ページに事前にいただいた質問、回答がございます。</p> <p>まずいただきました質問で、3人の委員さんからいただいております。1者入札となっている状況の中で、落札率も99.96%と高い状況になっている、その要因や理由についてどのように考えているかという質問でございます。道路維持課より回答させていただきます。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>道路維持課から回答させていただきます。</p> <p>まず、1者入札となった理由につきましては、本工事の発</p>

<p>事務局</p>	<p>注時期、契約時期が12月であったため、業者が既に他の工事を受注しており、配置する技術者が不足していたためではないかと考えております。</p> <p>続きまして、落札率99.96%と高かった理由につきましては、予定価格が事前に公表されることもあります。積算数量に基づいて業者が算出した結果、予定価格同額程度になったものと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>続きまして、西山委員より事業期間が延長された理由は何でしょうかというご質問でございます。担当課より回答させていただきます。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>道路維持課より回答させていただきます。</p> <p>本工事は3橋の補修工事を実施しておりまして、そのうちの第3八ヶ崎こ線道路橋において隣接して工事を実施しているガス事業者との施工調整に不測の日数を要したため、工期内の竣工ができなかったため、事業期間を延長いたしました。</p> <p>以上になります。</p>
<p>事務局</p> <p>西山委員長</p> <p>福田委員</p> <p>西山委員長</p> <p>福田委員</p>	<p>事前にいただきましたご質問は以上でございます。</p> <p>ほかに質問がございましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>お願いします。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>この工事に限らず、12月あるいは年度末などほかの業者が既に受注し切れないということで、12月・3月は入札参加者が減るという傾向は、この件に限らず多く見られるところなんでしょうか。</p> <p>そうですね、今回は橋りょう補修工事の施工実績のある業者としているので、入札予定対象業者14者となっており、道路維持課で行っている舗装工事とか道路工事に比べて入札参加数対象数が少ないので、今回は1者の入札になったのでは</p>

<p>西山委員長</p>	<p>ないかと思われます。</p> <p>じゃ、私のほうから。</p> <p>発注時期が12月ということだったんですけれども、もっと前倒しとかその辺の計画とかはあったんでしょうか。できないでしょうか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>こちらの工事につきましては、補助金を充当している工事になります。補助金の手続等を経てから発注になるもので、今回この時期になっていることになりました。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ほか何かございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>西山委員長</p>	<p>この案件は以上ということで、次の案件お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(審議案件3について資料を基に説明)</p> <p>それでは、続きまして3番目の案件になります。</p> <p>こちら一般競争入札ですが、総合評価方式を採用したものでございます。</p> <p>件名は「小金原公園再整備工事」、種別は造園工事でございます。</p> <p>入札参加資格につきまして、造園Aのランク、地域要件は市内本支店、実績要件を過去10年以内公共工事で造園工事の元請施工実績としております。この要件に対して見込まれる対象事業者数は12者、入札参加者数は3者となっております。</p> <p>予定価格は9,812万円、こちら低入札価格調査制度の対象となっておりまして、調査基準価格を8,744万2,300円、失格基準価格を6,597万5,800円と設定しております。</p> <p>契約金額は9,790万円、落札率は99.78%でございます。</p> <p>こちらにつきましては、27ページに事前にいただいたご質問がございます。</p> <p>1点目は、福田委員より、一般競争入札の辞退業者があり</p>

技術管理課

ますけれども、どのタイミングでされるのでしょうかでございます。契約課で回答いたします。

電子入札において、入札期間に入札業者が辞退という入力をしてきたものでございます。今回でいえば、入札期間が9月27日から9月30日の期間、この間に入札額を入れてくださいということになっておりますが、その期間内でこの辞退した業者は金額を入れる代わりに辞退ということを入れてきた状況でございます。

もう1点のご質問です。総合評価方式の場合、評価点の内訳や合計は工事によってどの程度幅があるのでしょうかと福田委員からご質問いただきました。技術管理課よりご説明させていただきます。

技術管理課でございます。

ご質問の回答ですが、本市における総合評価方式においては、評価項目及び評価点の内訳やその合計であります3点につきまして、先ほど申し上げました松戸市総合評価方式の評価項目及び基準において定められております。今回のこの案件であります小金原公園再整備工事における評価項目につきましては、この基準に基づいた必須項目を設定してございまして、評価点の合計である加算点の満点は24点となっております。

したがいまして、工事が変わってもこの必須項目を評価項目とした場合であれば、評価点の内訳や合計に変わりはありません。

なお、今回の工事には設定されておりませんが、この24点の必須項目以外に工事の特性に合わせて別な技術力を誇りたい場合は、自由設定項目を設定して配点することが可能でございます。この自由設定項目を設定した場合には、その配点分が加算点の差となり、工事によって評価点の合計に幅が出る場合がございます。

事務局	以上でございます。
西山委員長	事前にいただきました質問は以上でございます。 ありがとうございます。
福田委員	ほかに質問がありましたらお願いします。 今のご説明ですと、この必須項目だけで行う場合24点の配点というのは、各項目ごとの配点というのは同じという。
技術管理課	はい、同じでございます。
福田委員	自由設定項目を設ける場合は、最大何点まで加点できるんですか。
技術管理課	最大6点になります。1項目に関して6点が最大という形になりますね。
福田委員	項目を2つ設けると12点加算になるということですか。
技術管理課	そうですね。
福田委員	その自由設定項目を設けるかどうかというのは担当課のほうで工事の特性によって判断。
技術管理課	はい、その案件ごとによって。
福田委員	項目の種類というのは決まっていたりするんですか。自由設定科目として設ける方法というのは、もうその工事に……
技術管理課	内容的なものですか。
福田委員	はい、内容的。
技術管理課	いや、やはり自由設定項目ということですので、個々の案件によって、その工事に必要な、先ほど申しあげましたように技術力を誇りたい内容というものを設定していただいて、出していただくという形になります。だから、これというものは決まっているものではないということです。
福田委員	分かりました。今思い浮かべましたのは自由設定項目として設定する場合にこのような幾つか項目例があって、その中からこれを今度は追加するというような形なのか、完全なオーダーメイドなのかというのをちょっとお伺いしたかったんですけれども、後者ということですか。

西山委員長	そうですね、はい。
福田委員	ありがとうございます。
事務局	すみません、あと最初の質問のほうですけれども、辞退する場合というのは入札の前に辞退するというところもあるんですか。
事務局	あります。それもできます。そのときは、例えば紙で事前に辞退書みたいのを持ってくることもありますけれども、多い傾向としては、この入札期間に辞退ということを入れてくるといいますか、電子入札ですので、入力して来る傾向が多いほうですね。
福田委員	辞退はいつまでできるんでしょうか。
事務局	辞退は開札を待ってとといいますか、結局入札期間が終わって開札に行きますけれども、それ前に辞退という。
西山委員長	ほか何かございますでしょうか。
	(「なし」の声あり)
西山委員長	ないようですので、次の案件に移らせていただきたいと思います。
事務局	(審議案件4について資料を基に説明) 続きまして、4番目の抽出案件になります。工事の指名競争入札の案件になります。 件名は「松戸市立松戸高等学校スクールカウンセラー室設置電気設備工事」、種別は電気工事になります。 指名業者数は25者、入札参加者数が23者、指名理由は、入札参加資格の概要に該当するためとなっております。 予定価格は449万9,000円、最低制限価格400万6,200円、契約金額447万7,000円、落札率は99.51%でございます。 31ページに、事前にご質問いただきました内容がございます。 まず1件目は、福田委員より指名競争入札とした理由のご質問をいただきました。建築保全課より回答させていただきます。

<p>建築保全課</p>	<p>ます。</p> <p>建築保全課から回答いたします。</p> <p>当初、市内Bランクにて一般競争入札を実施しましたが、申込業者が1者で、その1者も入札参加資格要件を満たさなかったため、入札が中止になりました。この工事につきまして、別途発注した建築工事との調整があり、工程に制限のある学校内での工事のため、必要な工期を確保するため、再度の入札を実施するに当たり契約に係る期間の短い指名競争入札としました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、西山委員と石井委員からいただいたご質問でございます。辞退が多いのはなぜでしょうか。20者辞退という状況になっておりますけれども、その理由をどう考えているかというご質問でございます。こちらも担当課より回答させていただきます。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>こちらにつきましては、令和3年度の最終発注の時期の中での少額の工事になりますので、技術者の数や工事の規模などによって辞退者が多くなったのではと考えています。</p>
<p>事務局</p>	<p>あと、契約課からも回答させていただきます。</p> <p>この辞退につきましては、辞退届が書かれた中で、辞退理由がございました。その辞退理由を集計した内容を回答させていただきます。</p> <p>辞退20者のうち技術者の確保が困難、これが9者、作業員の確保が困難が4者、手持ち工事が多かったためというのが4者、履行期間内の竣工が困難なためが1者、材料の調達が困難なためが1者、会社都合が1者ということになります。</p> <p>続きまして、福田委員よりいただいたご質問でございます。未入札による失格と辞退とはどう違うのでしょうか。以後の指名に影響はないのでしょうかということでございます。契約課で回答いたします。</p> <p>電子入札において、入札期間に辞退と入力したものと全く</p>

	<p>入力しなかったものとの違いになります。未入札による失格となっても、以後の指名に影響はございません。</p>
西山委員長	<p>事前にいただいたご質問は以上でございます。</p>
	<p>ありがとうございます。</p>
福田委員	<p>ほかに質問ございましたらお願いいたします。</p>
西山委員長	<p>よろしいですか。</p>
福田委員	<p>お願いします。</p>
	<p>未入力による失格と辞退では、以後の取扱いには影響はないということですが、辞退するならば辞退すると言っていたほうが意向というのははっきりすると思うんですけれども。全く応答しないという対応であっても、ペナルティーを設ける必要というのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>未入札について、そうですね、それを不誠実というふうに捉えるかどうかというところもあるのかなとは思いますが、そここのところでは現状としては入札参加、意欲はあったものの、会社の都合で入札をちょっと忘れてしまったとか、そういったところもあると思いますので、そこをもって以後入札参加を制限するような形はとっていません。</p>
福田委員	<p>会議などの参加で出欠を取っているのであれば、答えてほしいという気持ちですが、品質には問題ないという。</p>
事務局	<p>そうですね。そういうところであえてその未入札が、別に入札公開しているわけでもありませんので。</p>
西山委員長	<p>じゃ、私のほうから。これ、今回松戸高校ということで、スクールカウンセラー室ということで校内の工事だと思うんですけれども、11月から年度またいで9月までということで、生徒さんは校内で活動している時期の工事ということで、安全面とかその辺の対応とかはどのような形になったのでしょうか。</p>
建築保全課	<p>当初は、今年度からスクールカウンセラー室として使うということで、当初工期2月18日まで、これは冬休みをちょっ</p>

とメインとして工事をやって、あとは土曜日、放課後等やる工期として2月18日まで見ておりました。この工期を9月16日まで延長したのは、その工事の中で、電気工事でエアコン用のブレーカーが1つだけちょっとコロナの関係で滞っております、それが入ってこなかったため工期を延長したもので、ほかの建築工事のほうは竣工しまして、電気工事もほかの工事は終わっておりますので、部分使用という形で2月18日、3月から使用いただいております、実際校内の工事では4月以降入っていませんし、スクールカウンセラーとして利用いただいております。

通常、学校の工事はまず実施期間について学校と協議しまして、学校のできるだけ影響のない期間を希望を聞きまして、そこに工期を狙って発注していきます。特に学校などで搬入とか機材置場とか、そういったのは施工計画の中で確認しながら安全に工事が進むように注意しております。

以上です。

ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次の案件をお願いいたします。

(審議案件5について資料を基に説明)

それでは、工事の5件目、随意契約になります。

件名は「五香松飛台線外一線交差点改良工事に伴う附帯工事」、種別は土木一式工事となります。

随意契約理由ですが、記載のとおりとなりますが、さきに契約した五香松飛台線外一線交差点改良工事の施工箇所があり、工程の上でも密接な関係にあることから、同一業者による円滑な施工により工事期間の短縮と経費の削減を図ることができるといふ点からの随意契約です。

予定価格は4,401万1,000円、契約金額を4,378万円、落札率

西山委員長

西山委員長  
事務局

	<p>は99.48%となっております。</p> <p>こちらにつきまして、34ページで事前にいただきました質問でございますが、福田委員よりご質問いただきました。先行する五香松飛台線外一線交差点改良工事の金額、入札参加数、落札率を教えてくださいということでございます。担当課より回答いたします。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>道路建設課より回答いたします。</p> <p>設計金額1億4,455万1,000円、契約金額1億2,948万3,200円、落札率としましては89.58%となります。</p> <p>入札参加数としましては、3者でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、福田委員と西山委員からいただいたご質問でございます。</p> <p>附帯工事も併せて先行契約に含めて入札を実施することは考えられなかったのでしょうか。改良工事を含めた契約とせず、改良工事から分離して随意契約とした理由は何でしょうかということでございます。担当課より回答いたします。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>本事業は、令和3年度に工事を発注する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、人の移動や対面での協議が制限されたことから、設計における関係機関協議に遅れが生じました。その一方で、本事業の交差点は変則な十字路でございまして、歩道も狭く視認性も悪い危険な交差点であったことから、地元などから早期の完成を強く要望されておりました、早期に工事着手する必要がございました。</p> <p>このため、関係機関協議の遅れにより未確定であった部分を除きまして、五香松飛台線外一線交差点改良工事を発注し、未確定部分については確定後に附帯工事として随意契約したものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上が事前にいただきましたご質問でございます。</p>

西山委員長	ほかに質問ございますでしょうか。
福田委員	よろしいですか。
西山委員長	はい、お願いします。
福田委員	関係機関協議が確定した部分から工事を実施したということで伺いましたが、この協議した関係機関というのは、先行工事とこの残った工事とでは違うんでしょうか。それとも同じ機関。
道路建設課	関係機関協議の主な相手方として、千葉県公安委員会がございまして、こちらについては附帯工事で発注した未確定であった部分について関係してくる機関となります。
福田委員	恐れ入ります、もう1回。先行工事について協議した機関、そちらとは協議ができたけれども、こちらとは協議ができなかったということなのか、同じ関係機関で協議して、この部分については話ができなかったと、当事者に違いがあるんですかということをお聞きしたんですけれども。
道路建設課	そうですね、先行した本工事分につきましては、水道とかガス等、そういった道路の下に埋設されている占用企業者さんとの協議もございまして、そちらのほうは早々に整ったということで、本工事の設計を確定することができました。 ただし、附帯工事分での関係機関者協議は千葉県警察本部になりまして、信号の移設等複雑な部分もございましたので、協議が確定するまで少し時間がかかったということで、附帯工事のほうは遅れて出したというところがございます。
福田委員	分かりました。協議の内容がかなり異なるということで、時期がずれたということ。
道路建設課	はい、おっしゃるとおりでございます。
西山委員長	ほかに何かございますでしょうか。
	(「なし」の声あり)
西山委員長	ないようですので、次の案件に移らせていただきたいと思います。

事務局	<p>(審議案件6について資料を基に説明)</p> <p>続きまして、工事関連業務委託になります。</p> <p>一般競争入札としまして、件名は「上矢切東地区排水機場実施設計業務委託」、種別としましては土木の河川・砂防及び海岸になります。</p> <p>入札参加資格の概要です。土木「河川・砂防及び海岸」に登録していること。千葉県内の本支店であること。過去10年以内官公庁発注の排水機場またはポンプ場の設計業務の履行実績があること。ISO9001認証取得及び建設コンサルタント登録簿「河川・砂防及び海岸・海洋部門」に登録があることとしております。</p> <p>この要件に対し見込まれる対象事業者数は78者、入札参加者数は1者でございます。</p> <p>予定価格は2,701万6,000円、最低制限価格は2,145万6,900円。契約金額は2,143万3,500円、落札率は79.34%でございます。</p> <p>こちらにつきまして、37ページで事前にいただいた質問でございます。3人の委員からいただきました質問ですが、対象事業者は78者、これについて1者入札となっている理由、それにつきましてご質問をいただいております。河川清流課より回答させていただきます。</p>
河川清流課	<p>河川清流課より回答させていただきます。</p> <p>本業務は、上矢切地区の浸水被害の軽減を図るための排水機場の実施設計、それと測量を行うもので、キタイ設計株式会社が受注しており、令和2年度の基本設計も同社が受注しております。</p> <p>令和2年度の基本設計で検討したポンプ排水方法について、放流先となる一級河川坂川の管理者の千葉県と協議を行い、想定以上に時間を要しました。排水ポンプによる強制排水で河川に放流する場合、河川管理者との協議に多くの時間</p>

	<p>を要し、その難易度も高いことから、基本設計を受注し、これまでの業務内容に精通している設計会社が受注に有利となる傾向にあるため、入札参加者が1者となったと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>いただきました質問は以上でございます。</p>
西山委員長	<p>ほかに質問ございますでしょうか。</p>
	<p>じゃ、私のほうから。令和2年度は基本設計も同社が受注したということなんですけれども、そのときの入札参加者と落札率とかを教えていただきたいんですけれども。</p>
河川清流課	<p>基本設計のときでございますか。</p>
西山委員長	<p>はい、分かる範囲で。</p>
河川清流課	<p>基本設計の、すみません、ちょっと手元に用意していなかったものですから。</p>
西山委員長	<p>分かりました。</p>
福田委員	<p>一般論としては入札を実施していただいたほうが良いと思うところを前提にしてではあるんですけれども、1つ前で審議しましたところは附帯工事という形で随意契約していらっしゃるんですけれども、今回は基本設計それから実施設計についてそれぞれ入札をしたということで、これは制度上は随意契約はできない。</p>
河川清流課	<p>基本的には当初、令和2年度に基本設計を行って、全体的な浸水対策のアウトライン的なものを策定するといった業務でございました。その方針、基本方針をベースにして、実際の排水機場自体の詳細な設計を行っていくという業務になるものですから、特に基本設計を受注した、実施した会社のみができるというものでは、それまでの経緯が分かっているという点では優位になると思うんですが、他社でも設計業務自体は実施できるというところを考えまして、一般競争入札といった形態を取らせていただいております。</p>

西山委員長	<p>一般的にはこの基本設計と実施設計というのは別々になることが多いんですか。</p>
河川清流課	<p>そうですね。設計業務委託におきましては、基本的には道路とかもそうだと思うんですけども、予備設計とか基本設計といった形で基本的な思想というんですかね、計画的なものをそこで確定して、そこから先、工事発注に必要な図面とか数量とか、積算に必要な基礎資料、そこら辺を細かく詰めていくことが実施設計となるものですから、まずは最初の段階で基本設計、その後に詳細な実施設計という流れを設計業務委託ではすることが多いかと思います。</p>
西山委員長	<p>ほかに何かございますでしょうか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
西山委員長	<p>質問ないようですので、次の案件に移らせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>(審議案件7について資料を基に説明)</p> <p>7番目の案件でございます。</p> <p>工事関連業務委託の随意契約になります。</p> <p>件名は「橋りょう長寿命化修繕計画追加策定業務委託」、種別は土木の鋼構造物及びコンクリート。</p> <p>随意契約理由は39ページにございます。記載のとおりでございますが、その中で早急に長寿命化修繕計画を追加策定する必要が生じました。本業務を実施する上で、設計業務内容及び現地状況を熟知しており、効率的に業務を遂行することにより納期の短縮及び経費の削減が図れるという点で随意契約としたものでございます。</p> <p>予定価格は708万4,000円、契約金額は704万円、落札率は99.38%でございます。</p> <p>41ページに質問・回答がございます。</p> <p>福田委員より、予定価格と契約額の差がほとんどないんですけれども、同じ業者に委託することで納期短縮及び経費の</p>

<p>道路維持課</p>	<p>節減はどの程度達成できたのでしょうかとのご質問でございます。担当課より回答させていただきます。</p> <p>道路維持課より回答させていただきます。</p> <p>本業務は、現計画の追加策定業務ですので、現計画策定時の業務委託成果物に大きく依存する、関連する業務内容であります。そのため、同じ業者に委託することで、本来行うべき現地踏査及び既存資料の確認、業務計画を省略・軽減できますので、25%程度の業務価格の削減が図れ、納期短縮にもつながったと思われま</p>
<p>事務局</p>	<p>以上でございます。</p> <p>事前質問は以上でございます。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに質問ございますでしょうか。</p>
<p>福田委員</p>	<p>25%程度の業務価格の削減が図れたということですがけれども、これはもう予定価格に既に反映されているからという理解でよろしいですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>そうですね、はい。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ほか質問ございますでしょうか。</p>
<p>西山委員長</p>	<p>(「なし」の声あり)</p>
<p>西山委員長</p>	<p>ないようですので、抽出事案の審議を終わらせていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上で、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様のご委嘱期間が今月19日で満了となりますが、引き続きよろしくお願</p>
<p>事務局</p>	<p>いいたします。</p> <p>なお、西山委員長におかれましては、任期満了をもって退任のご意向を受けております。西山委員長には当委員会発足時よりご尽力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>次回の委員会につきましては、来年1月、2月ぐらいには開催を予定しております。日程につきましては後日調整させ</p>

	<p>ていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
--	--------------------------------

本日は慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。